

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり企画提案書の提出を招請する。

令和2年7月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

キャッシュレス決済を活用した市内の消費喚起及び新しい生活様式への対応実証業務

2 業務概要

キャッシュレス決済を活用した、地域経済の活性化と「新しい生活様式」に合わせた市民の暮らしと事業活動を支えるための実証業務を行うものである。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和2年10月23日（金）までとする。

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 税の滞納がない者であること。(所轄市区町村の法人住民税の未納がない者)
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 告示日以降に国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

5 手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要項、仕様書、各種様式等を本市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出期間及び提出先については、公募型プロポーザル実施要項を参照すること。

6 連絡先

甲府市産業部観光商工室商工課（担当：土屋）

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL 055-223-7330（直通）

FAX 055-227-8065

電子メール syoukous@city.kofu.lg.jp